

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和四年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年十月二十八日奈良県指令建第一〇八一八〇号

令和四年五月十一日奈良県指令建第一〇八一八〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年六月一日建第九九六三号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年六月一日建第五七四八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市南今里町四九番一、四九番三、四九番四、四九番五、四九番六、四九番

七、四九番八、四九番九、四九番一〇、四九番一一、四九番一二及び四九番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町五一九番地の二一

有限会社若狭住宅 代表取締役 濱岸邦雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市南今里町四九番一

下水道 大和高田市南今里町四九番一の一部

一 許可番号

令和三年五月二十八日奈良県指令建第一〇六一一七二号

令和三年八月三十日奈良県指令建第一〇六一一七二一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年六月三日建第九九六四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和四年六月三日建第五七四九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福一二〇九番、一二一〇番一、一二一一番一、一二一二番、一二一三

番一、一二一四番、一二一五番一、一二一五番二、一二一六番、一二一七番一、一二一七番二、一二一七番三、一二一七番四、一二一七番五、一二一七番六、一二一七番七、一二一七番八、一二一八番一、一二一九番、一二二〇番・一二二二番合併、一二二二番、一二二三番、一二二四番一、一二二五番一、一二二六番一、一二二七番一、一二二八番、一二二九番、一二三一番、一二三二番、一二三三番一、一二三四番四及び一二三四番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市南浦町八八八番地

株式会社エスエスデイー 代表取締役 西井康二

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 桜井市大字大福二〇九番、一二二〇番一、一二二一番一、一二二三番一、一二一五番一、一二一六番、一二一七番八、一二二六番一、一二二七番一、一二三二番、一二三三番一、一二三四番四及び一二三四番五の各一部